

令和6年度社会教育・生涯学習関係職員等研修会【基礎講座】

公民館の 基礎知識

福岡県立社会教育総合センター
社会教育振興室 調査・研修班

- 1 公民館とは
- 2 公民館の現状と課題
- 3 今後の方向性
- 4 実践紹介

公民館のはじまり

1946(昭和21)年

7月 文部次官通牒により「公民館の設置」の促進を奨励
→ 「みんながお互いに睦み合い導き合ってお互いの教養を高めてゆく様な方法が取られねばならない。」

10月 寺中作雄(文部省社会教育課長)著
『公民館の建設ー新しい町村の文化施設』発行

公民館のコンセプト

地域住民の教え合い・学び合い 自主的な学びの支援

公民館の目的

公民館は、市町村その他一定区域内の住民のために、
実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種
の事業を行い、もって住民の教養の向上、健康の増進、
情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増
進に寄与することを目的とする。

社会教育法（昭和24年6月10日施行）第5章 公民館 第二十条

公民館の事業

- 一 定期講座を開設する。
- 二 討論会、講習会、講演会、実習会、展示会等を開催する。
- 三 図書、記録、模型、資料等を備え、その利用を図る。
- 四 体育、レクリエーション等に関する集会を開催する。
- 五 各種の団体、機関等の連絡を図る。
- 六 その施設を住民の集会その他の公共的利用に供する。

公民館の運営方針

公民館は、次の行為を行ってはならない。

- 一 もっぱら営利を目的として事業を行い、特定の営利事務に公民館の名称を利用させその他営利事業を援助すること。
- 二 特定の政党の利害に関する事業を行い、又は公私の選挙に関し、特定の候補者を支持すること。

2 市町村の設置する公民館は、特定の宗教を支持し、又は特定の教派、宗派若しくは教団を支援してはならない。

Ⅰ 公民館とは

公民館の職員

館長

公民館の行う各種の**事業の企画実施**
その他必要な**事務**を行い、**所属職員を監督**する。

主事

館長の命を受け、**公民館の事業の実施**にあたる。

社会教育法（昭和24年6月10日施行）第5章 公民館 第二十七条

《公民館職員の職務》文部科学省HP「公民館パンフレット」から

- 公民館が主催する**社会教育事業の企画・実施**
- 個人や住民のグループなどに対する**情報提供**や**学習相談**
- 社会教育活動を行う団体に対する**学習スペースの提供**
- 地域における住民同士、あるいは団体同士の**連携の促進**

公民館の機能



「つどう」

気軽に人々が集うことができる場



「まなぶ」

知識や技術を学ぶための場



「むすぶ」

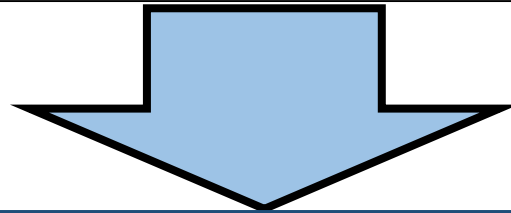
地域のネットワークの形成

人づくり・地域づくりに貢献

2 公民館の現状と課題

- ・令和5年度現代的課題対応研修「公民館事業活性化研修会」参加者アンケート
- ・県内複数市町村担当課への聞き取り調査

- 利用者の減少・固定化
 - ※ コロナ禍の影響も大きい
- 若年層の利用が少ない。



「つどう」「まなぶ」「むすぶ」機能が
十分に発揮されなくなる

3 今後の方向性

公民館に求められていること

○公民館の役割を明確化

(社会的包摂の実現、地域コミュニティづくり、子供の居場所としての役割等)

○リアルとオンラインの双方で、住民が相互に「つながり」を持てる共同学習・交流を促進⇒地域コミュニティの基盤に

○デジタル基盤を強化(PC等の機器導入、Wi-fi環境整備)

○デジタルデバイドの解消やデジタル・シティズンシップの育成のための教育 ⇒国民全体のリテラシー向上へ

○他機関との連携(自前主義からの脱却)や、住民の意向を反映できる運営や評価の在り方の見直し等による運営改善

3 今後の方向性

公民館に求められていること

社会教育施設の機能強化

公民館等における地域のコミュニティ拠点機能の強化を図る観点から、**子供の居場所としての活用、住民相互の学び合い・交流の促進、関連施設・施策や民間企業等との連携を推進するとともに、地域住民の有識者からの外部評価を活用した運営の改善、公民館等の社会教育施設への社会教育士の配置を推進する。**

地域課題の解決に向けた関係施設・施策との連携

地域コミュニティの基盤強化には、地域住民の「学び」が重要な役割を担うことから、（中略）、公民館等の社会教育施設の活性化に取り組むとともに、これら社会教育の施策と、福祉、防災、農山漁村振興等の関連施策との連携を推進する。

4 実践紹介

① A公民館「カレーの日」

- 10年以上前から毎月同じ日に開催。
- 自治会やPTA、消防団、老人クラブなど様々な団体が一緒に運営している「まちづくり協議会」が、公民館を会場に行っている。
- 公民館で活動している団体などが交代で自主的にカレーを作り、住民が集まり、交流している。
- 職員が意識していることは「住民を『お客さん』にしないこと」、「関わる人を増やすこと」、「住民同士で『ありがとう』を言い合える関係をサポートすること」。

【成果】

住民の交流、福祉、地域の連帯、学び、出番・承認

4 実践紹介

② B公民館【家庭教育支援・他団体との連携】

○ 「公民館に泊まろう！」

- ・ 小学5・6年生を対象の公民館で行われる「ミニ夏まつり」の企画・運営を行う。
- ・ まつり当日に公民館に宿泊する。
- ・ 大学生のボランティアグループや地元の劇団なども協力している。

○ 「パパママ応援フェスタ」「多文化共生のまちづくり」「校区ふれあい夏祭り」「校区ふれあい福祉文化祭」など様々な立場・年齢の人を対象としたイベントを、様々な機関・団体と協力して実施している。

【成果】

住民の交流、学び、連携、地域コミュニティの中心

4 実践紹介

魅力ある公民館へ

